

川崎市アスベスト対策報告書

(平成31年度)

令和2年7月

川崎市アスベスト対策会議

はじめに

平成 17 年 6 月末に、兵庫県のアスベスト製品製造工場の従業員、家族や周辺の住民に、アスベストの吸引が原因とみられる中皮腫等の疾患が多数発症している実態が公表され、この公表を契機として、アスベストによる健康不安等が全国的に高まりました。

川崎市では、早急に対応策を構築する必要があると考え、昭和 63 年度に設置した「川崎市アスベスト対策推進協議会」を廃止し、平成 17 年 8 月「川崎市アスベスト対策会議」を設置しました。この会議は、環境対策、健康対策及び市有施設対策について、全庁的に連携した対策を主導的に推進し、進捗管理を行うことにより、迅速かつ的確な対策を図ることを目的としています。

今後とも、アスベストに関する情報の収集や現状の把握等に努めるとともに、国や他の地方自治体の動向を踏まえながら、市民の不安解消を目指してアスベスト対策に取り組んでまいります。

川崎市アスベスト対策会議

目 次

I	アスベスト対策会議の趣旨と構成	1
1	アスベスト対策会議の目的	1
2	これまでの経過	1
3	組織の構成と所掌事項	2
4	アスベスト対策体系図	3
II	平成 31 年度 of 取組結果	5
II-1	環境対策	5
1	アスベスト発生源の指導・調査	5
2	アスベスト廃棄物の処理	6
3	一般家庭から排出されるアスベスト廃棄物に対する対応	7
4	建設リサイクル法に基づく解体現場への立入	7
5	庁内及び労働基準監督署との連携による立入検査の実施	7
6	支援措置	7
II-2	健康対策	7
1	市民の健康不安への対応	7
2	学校における健康不安への対応	7
3	健康被害や健康不安を持つ市民への対応	7
4	「石綿による健康被害の救済に関する法律」に対する対応	7
5	勤労市民への情報の提供等相談の対応	7
II-3	市有施設対策	7
II-4	こども関連施設との情報共有	7
II-5	アスベスト対策の着実な推進	8
1	市広報・ホームページ等による総合的な情報の迅速な提供	8
2	国・神奈川県・横浜市等との情報共有や連携の促進	8
3	アスベスト対策会議における対策の着実な推進	8

資料編

資料①	平成 31 年度川崎市アスベスト対策会議開催状況	12
資料②	川崎市アスベスト対策会議設置要綱	14
資料③	川崎市におけるアスベスト対策の推移	20
資料④	アスベスト相談窓口一覧	32

I アスベスト対策会議の趣旨と構成

1 アスベスト対策会議の目的

アスベストによる環境汚染、健康不安等の諸問題に対して、関係部局が連携して対策を推進する。

2 これまでの経過

会議の経過	主な動向
<ul style="list-style-type: none">○ 昭和 63 年度 「川崎市アスベスト対策推進協議会」設置○ 平成 17 年 8 月 「川崎市アスベスト対策会議」を設置し、その下部組織として「環境対策部会」、「健康対策部会」、「施設管理部会」の 3 部会を設置するとともに「川崎市アスベスト対策推進協議会」を廃止○ 平成 20 年度 3 部会を廃止、それに代わるものとして幹事会を設置○ 平成 24 年度 対策方針を明確化し一定の成果が得られたことから、実務レベルの対策を確実に進めるために、座長を副市長から環境局長に、副座長を環境局長から環境対策部長に、委員を局長から施設管理を行う部長級に変更○ 平成 25 年度 市有施設のアスベスト対策を確実に進めるため、環境局、健康福祉局、まちづくり局以外の部局にも幹事を拡充○ 平成 27 年度 市庁舎の維持管理や解体時における適切なアスベスト飛散防止対策及びアスベスト対策の情報共有を目的として、従来から入っていた環境局、健康福祉局、まちづくり局の庶務課長を幹事に追加	<ul style="list-style-type: none">○ 昭和 62 年 市の公共施設 365 施設中 61 施設に吹付け石綿の使用が判明○ 平成 17 年 6 月 兵庫県尼崎市の石綿製品工場の従業員、周辺住民に中皮腫等の健康被害（クボタショック）

3 組織の構成と所掌事項

【アスベスト対策会議】

座 長：環境局長

副 座 長：環境対策部長

委 員：各局（区）の施設管理を所管する部長級職員

所掌事項：○アスベストの現状把握及び対策方針

○アスベスト対策の推進に関する関係部局間の調整

○その他アスベスト対策について必要な事項

【アスベスト対策会議幹事会】

会 長：環境対策部長

幹 事：各局（区）のアスベスト関連業務所管課及び施設管理所管課の課長級職員

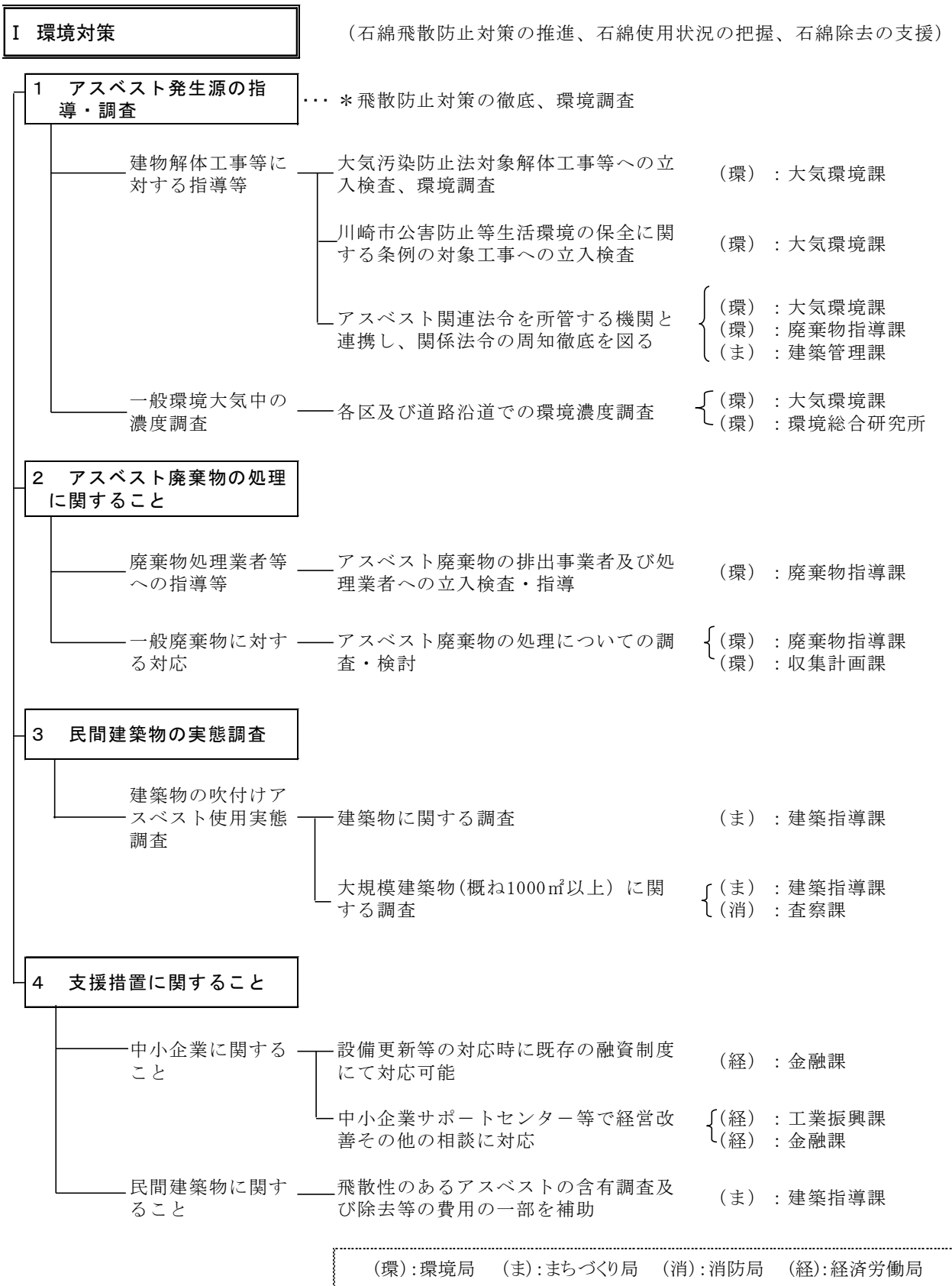
所掌事項：○アスベストに関する市民等への情報提供

○庁内関係課に対する情報提供や適切な指示・指導等

○所管する市所有施設のアスベスト対策

4 アスベスト対策体系図

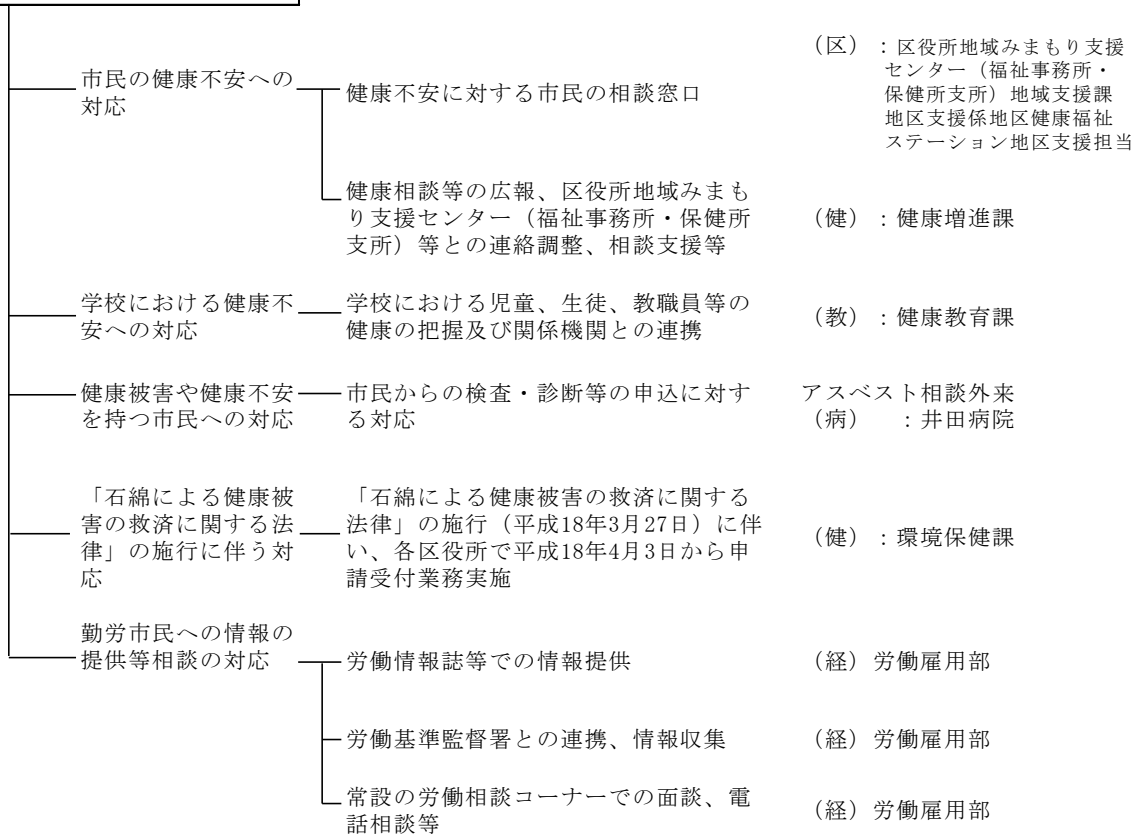
ア ス ベ ス ト 対 策 体 系 図



II 健康対策

(健康不安に対する相談・検診、医療相談)

市民の健康不安への対応と労働者への広報等

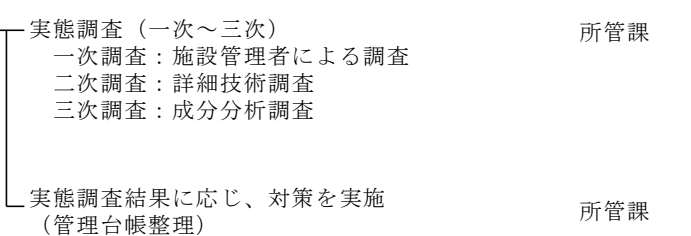


III 市有施設対策

(市所有施設のアスベスト対策)

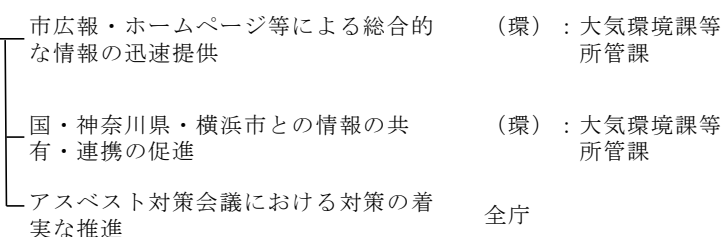
市有施設に対する実態把握と飛散防止対策について

* 市有施設(市施設・市営住宅・市立病院・市教育施設等)の調査及び対策の実施



IV アスベスト対策の着実な推進

* 正確な情報の提供・推進体制の整備



(区) : 各区役所 (健) : 健康福祉局 (教) : 教育委員会
(病) : 病院局 (経) : 経済労働局 (環) : 環境局

II 平成 31 年度の取組結果

II-1 環境対策

1 アスベスト発生源の指導・調査（環境局：大気環境課）

(1) 解体等工事現場における飛散防止対策

大気汚染防止法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）により、石綿含有建築材料を使用した建築物等の解体等作業に対する立入検査を実施し、届出書の内容と解体等作業における作業基準の実施状況等について、確認や指導を行った。

ア 大気汚染防止法に基づく対応

吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材に関する特定粉じん排出等作業実施届出書を 278 件受理し、そのうち吹付け石綿等の除去工事現場 141 件に立入検査を行い、作業基準の遵守状況の確認等により、適正な除去工事の指導を行った。

イ 条例に基づく対応

(ア) 事前調査届出書の審査等

石綿含有成形板の工事に関する事前調査結果届出書を 658 件受領し、審査、指導等を行った。

(イ) 立入検査

事前調査結果届出書が提出された現場や建設リサイクル法でアスベストなしと届出された現場について立入検査を計 738 件実施し、届出漏れの検査や作業基準の遵守状況の確認等により、適正な解体工事の指導を行った。

(2) 環境大気中のアスベスト濃度調査

市内 7 地点において、アスベストの大気濃度調査を行った。測定結果の最大値は 0.10 本/L であり、世界保健機関（WHO）により健康リスクは検出できないとされる濃度^{※1}以下であった。

表 平成 31 年度アスベスト大気濃度測定結果^{※2} (単位:本/L)

川崎区 (田島町)	幸 区 (戸手本町)	中原区 (小杉町)	高津区 (溝口)	宮前区 (宮前平)	多摩区 (登戸)	麻生区 (百合丘)
0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10	0.10 未満	0.10 未満

※1 世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリアによれば世界の都市部の一般環境中のアスベスト濃度は 1～10 本/L 程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。

※2 令和元年 12 月 11 日～13 日に実施。

(3) 解体等工事現場周辺のアスベスト濃度調査

解体等工事現場からのアスベストの飛散の有無を把握するため、事前調査結果届出書を受理した解体等工事現場のうち 1 箇所を選定し、現場周辺のアスベスト濃度を調査した。

その結果、環境省が解体等現場における漏洩監視の目安としている 1 本/L を超える測定地点はなかった。

(4) 事業者向け説明会の実施

解体等工事に係る事業者の育成を図ることを目的として、石綿飛散防止対策の現状及び石綿飛散防止の在り方の検討について、事業者向けの説明会を次のとおり実施した。

【開催日時】 令和2年1月21日（火） 14～16時

【開催場所】 川崎市産業振興会館ホール

【参加者数】 129名

2 アスベスト廃棄物の処理（環境局：廃棄物指導課）

事業者から排出されるアスベスト廃棄物は、廃石綿等（除去工事により除去された吹付け石綿、保温材、断熱材及び耐火被覆材等）及び石綿含有産業廃棄物（石綿含有スレート、石綿含有ビニル床タイル等が解体工事等により撤去され廃棄物になったもの）があり、それらの適正処理に向けて以下のとおり取組を実施した。

(1) 適正処理の確認及び指導の対応

産業廃棄物処理委託契約書等が添付された「特定粉じん排出等作業実施届出書」及び「石綿排出等作業実施届出書」を合議に基づき、確認及び指導する体制を整えたことにより、合計286件のアスベスト廃棄物の適正処理の確認及び指導を行った。

(2) 立入検査の状況

関係部局と連携し、アスベスト廃棄物を取り扱っている排出事業者48件及び収集運搬業者3件に立入検査を行い、適正処理の徹底を図った。

3 一般家庭から排出されるアスベスト廃棄物に対する対応（環境局：収集計画課）

(1) 排出の際、分解せずそのままの状態、ごみ袋などに入る大きさのものは、中身の見えるビニール袋に入れてから、また、ビニール袋に入らないものは、そのまま、排出するようお願いしている。

(2) 飛散の恐れのあるアスベスト製品の場合は、アスベスト処理依頼届により確認し、原則として個別対応している。

(3) アスベスト含有家庭用品その他の問い合わせについては、所管の生活環境事業所で相談を受け付けている。

4 建設リサイクル法に基づく解体現場への立入（まちづくり局：建築管理課）

建設リサイクル法でアスベストなしと届出された現場について、まちづくり局（建築管理課）と環境局（大気環境課）と合同で、届出の中から無作為で抽出した現場に週1回立入検査を実施し、適正な解体作業等が行われるよう指導した。

5 庁内及び労働基準監督署との連携による立入検査の実施

建設リサイクル法を所管するまちづくり局建築管理課、廃棄物処理法を所管する環境局廃棄物指導課、大気汚染防止法及び条例を所管する環境局大気環境課、及び石綿障害予防規則を所管する労働基準監督署の連携により、解体工事に関する情報交換や解体工事現場へ連携して月1回立入を行い、適正な解体作業等が行われるよう指導した。

6 支援措置

(1) 中小企業に関すること（経済労働局：工業振興課、金融課）

ア 中小企業者の経営に影響が及ぶ場合に、融資制度により支援している。
(既存の融資制度により対応)

イ 中小企業サポートセンター等で経営改善その他の相談に対応している。

(2) 民間建築物への支援措置（まちづくり局：建築指導課）

建築物の所有者が行うアスベストの含有調査及び除去等の費用の一部を補助する制度に基づき、9件の含有調査について費用の補助を行った。

II-2 健康対策

1 市民の健康不安への対応（健康福祉局：健康増進課等所管課）

- (1) 健康不安に対する市民からの相談については4件に対応した。
- (2) 健診（検診）の受診勧奨（肺がん検診の利用）を実施した。

2 学校における健康不安への対応（教育委員会事務局：健康教育課）

学校における児童、生徒、教職員等の健康について把握し、関係機関との連携を図った。

3 健康被害や健康不安を持つ市民への対応（病院局）

市民からの検査・診察等の申込に対する対応を行った。

市立川崎病院及び市立井田病院の外来にて対応した。特に専門的な検査を必要とする患者は設備等が充実している労災病院を紹介した。

4 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に対する対応（健康福祉局：環境保健課）

「石綿による健康被害の救済に関する法律」が平成18年2月3日成立し、3月27日施行されたことに伴い、独立行政法人環境再生保全機構、環境省地方環境事務所の他、各区役所保健福祉センター（保健所支所）でも同年4月3日から申請受付業務を行っている。

平成31年度は、中皮腫やアスベストによる肺がんに係る、国による補償事業への申請として3件を受付け、給付機関である独立行政法人環境再生保全機構へ送付した。

5 勤労市民への情報の提供等相談の対応（経済労働局：労働雇用部）

労働雇用部で所管している労働相談窓口で面談、電話相談に応じる体制を整えた。

II-3 市有施設対策

市の各所管部局において、建築物等の解体工事又は改造補修工事の際に、アスベストを含む建材の除去工事を実施した。

吹付け石綿等を対象とした大気汚染防止法該当の工事は29件、石綿含有成形板を対象とした条例該当の解体工事は10件（大気汚染防止法該当の工事と同一の現場を含む）あり、それぞれの法条例に基づく届出が環境局に提出された。全件について、法令に基づく立入検査を実施し、適正な解体工事が行われていることを確認した。

II-4 こども関連施設との情報共有

解体等工事におけるアスベスト飛散事故による、生徒、児童への健康被害を未然に防ぐため、大気汚染防止法の「特定粉じん排出等作業実施届出書^{*1}」81件及び条例の「石綿排出等作業実施届出書^{*2}」15件の届出内容を以下のこども関連施設所管課へ情報共有を

行った。

- ・こども未来局青少年支援室（所管施設：こども文化センター、わくわくプラザ）
- ・こども未来局企画課（所管課：地域子育て支援センター）
- ・こども未来局保育課（所管施設：民間保育園）
- ・こども未来局運営管理課（所管施設：公立保育園）
- ・教育委員会事務局健康教育課（所管施設：市立学校）

- *1 特定粉じん排出等作業実施届出書：吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材の除去工事を実施する際に提出が必要。
- *2 石綿排出等作業実施届出書：石綿含有成形板を使用した床面積 80m² 以上の建築物を解体する場合で、石綿含有成形板の使用面積が 500m² 以上の場合に提出が必要。

II-5 アスベスト対策の着実な推進

1 ホームページ等各種広報媒体による総合的な情報の迅速な提供（庁内関係各課）

- (1) 市民に対して、アスベストに関する必要な情報提供を行うとともに、ホームページを随時更新し、内容の充実を図った。
- (2) 関係機関からの講師依頼に対応した。

2 国・神奈川県・横浜市等との情報共有や連携の促進（庁内関係各課）

国のアスベスト対策の状況把握に努めるとともに、的確な情報提供を行った。

3 アスベスト対策会議における対策の着実な推進（庁内関係各課）

- (1) アスベスト対策会議において各対策の進行管理にあたり、必要に応じて対策の見直しを図った。
- (2) 国の対策の動向、市民のニーズ、また各種対策の進捗状況等に応じて、対策の変更・拡充など、柔軟な対策を検討した。
- (3) 「川崎市災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づいた取組を推進した。

資料編

- 【資料①】 平成 31 年度川崎市アスベスト対策会議開催状況
- 【資料②】 川崎市アスベスト対策会議設置要綱
- 【資料③】 川崎市におけるアスベスト対策の推移
- 【資料④】 アスベスト相談窓口一覧

平成 31 年度川崎市アスベスト対策会議開催状況

○ 川崎市アスベスト対策会議（座長：環境局長、委員：部長級）

開催年月日	議題
開催なし	

○ 川崎市アスベスト対策会議 幹事会

開催年月日	議題
令和元年 5 月 24 日 (第 1 回幹事会)	(1) 市有施設におけるアスベスト使用状況の情報共有について (2) 平成 30 年度川崎市アスベスト対策報告書（案）について (3) 令和元年度の取組内容（案）について (4) 石綿飛散防止小委員会（環境省）について [情報提供]

川崎市アスベスト対策会議設置要綱

(設置)

第1条 アスベストによる環境汚染、健康不安等の諸問題に対して、関係部局が連携して対策を推進するため、川崎市アスベスト対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) アスベストの現状把握及び対策方針
- (2) アスベスト対策の推進に関する関係部局間の調整
- (3) その他アスベスト対策について必要な事項

(構成員)

第3条 対策会議は、別表1に掲げる職員をもって構成する。

(座長及び副座長)

第4条 対策会議に座長を置く。

- 2 座長は、環境局長をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 座長を補佐するため、副座長を置く。
- 5 副座長は環境対策部長とし、座長に事故あるときにその職務を代理する。

(会議)

第5条 対策会議は座長が必要に応じて招集する。

- 2 対策会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 対策会議の下に幹事会を設置する。

- 2 幹事会には会長及び幹事を置き、会長は、環境対策部長をもって充てる。
- 3 会長は、必要に応じ幹事会を招集し、幹事会の会議を主宰し、会務を総理する。
- 4 各幹事及びその属する組織のアスベストに関する主な所掌事項は別表2に掲げるとおりとする。
- 5 会長は、必要に応じ幹事会での協議結果を対策会議に報告することとする。
- 6 幹事会は、会長の判断に基づき、幹事以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 対策会議及び幹事会の事務局を環境局環境対策部大気環境課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、座長が対策会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年8月8日から施行する。
- 2 川崎市アスベスト対策推進協議会設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第3条関係）

座 長	環境局長
委 員	総務企画局総務部長 財政局財政部長 市民文化局市民生活部長 経済労働局産業政策部長 環境局環境対策部長（副座長） 環境局生活環境部長 健康福祉局保健所長 こども未来局総務部長 まちづくり局施設整備部長 まちづくり局指導部長 建設緑政局総務部長 港湾局川崎港管理センター副所長 川崎区副区長 幸区副区長 中原区副区長 高津区副区長 宮前区副区長 多摩区副区長 麻生区副区長 上下水道局総務部長 交通局自動車部長 病院局総務部長 消防局総務部長 教育委員会教育環境整備推進室長

別表2 (第6条関係)

幹 事		組織のアスベストに関する主な所掌事項	
環境局	環境対策部 大気環境課長	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法等に関する こと ・大気環境の測定及び公表に 関すること ・「市有施設の維持管理等に 係るアスベスト対策要領」 に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベストに関する 市民等への情報提供 ・庁内関係課に対する、 所管業務に係る情報 提供や適切な指示・ 指導等に関すること
	生活環境部 廃棄物指導課長	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト廃棄物等の処理 指導に関すること 	
健康福祉局	保健所 健康増進課長	<ul style="list-style-type: none"> ・健康不安に対する相談等に 関すること 	
	保健所 環境保健課長	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿健康被害救済法等に関 すること 	
まちづくり局	施設整備部 施設計画課長	<ul style="list-style-type: none"> ・市所有施設のアスベスト対 策に関すること 	
	指導部 建築管理課建築企画担 当課長	<ul style="list-style-type: none"> ・建設リサイクル法の届出等 に関すること 	
	指導部 建築指導課長	<ul style="list-style-type: none"> ・民間建築物のアスベスト対 策に関すること 	
総務企画局	総務部 庶務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する市所有施設のアスベスト対策に関すること 	
財政局	財政部 庶務課長		
市民文化局	市民生活部 企画課施設調整担当課 長		
経済労働局	産業政策部 庶務課長		
環境局	総務部 庶務課長		
健康福祉局	総務部 庶務課長		
こども未来局	総務部 庶務課長		
まちづくり局	総務部 庶務課長		
建設緑政局	総務部 庶務課長		
港湾局	川崎港管理センター 港湾管理課長		

川崎区役所	まちづくり推進部 総務課長	
幸区役所		
中原区役所		
高津区役所		
宮前区役所		
多摩区役所		
麻生区役所		
上下水道局	総務部 庶務課長	
交通局	自動車部 管理課長	
病院局	総務部 庶務課長	
消防局	総務部 施設装備課長	
教育委員会	教育環境整備推進室 施設整備・調整担当課長	

川崎市におけるアスベスト対策の推移

I 環境対策

1 アスベスト発生源の指導・調査

(1) 製造・加工工場等に対する指導等（環境局：大気環境課）

- ① 大気汚染防止法（以下「大防法」という。）の対象となる工場への立入調査
 （平成 17 年 8 月 2 日公表：2 工場、敷地境界での測定結果：0.26～0.76 本/L
 測定日：平成 17 年 7 月 15 日、20 日 なお、大防法の敷地境界基準は 10 本/L）
 ※ 1 工場については平成 18 年 1 月アスベスト製品取扱いを中止
 残り 1 工場についても、平成 18 年 10 月末にアスベスト製品取扱いを中止
- ② 大防法の対象外工場について実態調査を行うとともに、適正管理の徹底を要請
 （平成 17 年 10 月 25 日、11 月 22 日公表：
 1 工場、測定結果：0.21、0.22 本/L 測定日：平成 17 年 10 月 26 日）
 ※ 当該工場は、過去にアスベストを取り扱っていたが、平成 17 年 4 月にアスベ
 スト含有製品の製造を中止している。また、当該工場に保管されていたアスベ
 ストについては、平成 17 年 11 月 1 日に、法令を遵守した廃棄処理がされた
 ことを確認している。

① 大防法の対象となる解体工事等への立入検査

年度	H27	H28	H29	H30	H31
届出書件数	238 件	212 件	232 件	270 件	278 件
立入検査数	162 件	155 件	151 件	161 件	141 件

- ② 平成 18 年 3 月 1 日大防法施行令等改正により、吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材が使用されている建築物の解体・改修は全て届出の対象に、また、平成 18 年 10 月 1 日大防法改正により、工作物の解体・改修も届出の対象となった。
- ③ 大気汚染防止法による取組の補完として、「川崎市アスベスト飛散防止に関する指針」を策定し、平成 18 年 6 月 1 日から施行した。
 大防法届出対象外である非飛散性アスベスト含有建材の撤去作業時におけるアスベスト飛散を防止への対応としては、「川崎市アスベスト飛散防止に関する手引き」を作成した。（平成 19 年 4 月 1 日）
- ④ アスベスト飛散防止対策の強化を図るため、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」の一部を改正し、平成 23 年 10 月 1 日から施行した。同時に、上記の指針、手引きは廃止した。
- ⑤ 市条例に関する規定の解説と、上記の指針及び手引きで条例化しなかった規定について引き続き行政指導するために、「川崎市建築物等の解体等作業におけるアスベストの飛散防止ガイドライン」を作成した。（平成 23 年 10 月 1 日）
- ⑥ 「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について（平成 29 年 5 月 30 日付け環境省水・大気環境局大気環境課長通知）」により、吹付け工法で施工された石綿含有仕上塗材が「吹付け石綿」として整理された。

(2) 建物解体工事事業者等に対する指導等（環境局：大気環境課）

⑦ 条例の対象となる解体工事等への立入検査（大防法対象工事を除く）

年度	H27	H28	H29	H30	H31
立入検査数	708 件	698 件	793 件	862 件	738 件

※ 平成 29 年度から集計方法を見直し、建設リサイクル法でアスベスト無しと届出された現場に対する立入検査数を加えた。

⑧ 石綿飛散防止対策セミナーの実施[平成 27 年度～]

解体等工事に係る事業者の育成を図ることを目的として、石綿飛散防止対策の現状及び石綿飛散防止の在り方の検討について、事業者向け説明会を実施した。

(3) 一般環境大気中の濃度調査（環境局：大気環境課、環境総合研究所）

各区1か所及び沿道1か所の計7か所において、大気中のアスベスト濃度を把握するため環境調査を定期的実施している。

【大気アスベスト濃度測定結果（一般環境）】

単位：本/L

		川崎 (田島町)	幸 (戸手本町)	中原 (小杉町)	高津 (溝口)	宮前 (宮前平)	多摩 (登戸)	麻生 (百合丘)	沿道 (池上)
27年度	冬季	0.10	0.10	0.12	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10	0.14
28年度	冬季	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10	0.10 未満	0.10 未満	0.10
29年度	冬季	0.26	0.10	0.10 未満	0.14	0.10	0.10	0.10 未満	0.10
30年度	冬季	0.10	0.10 未満	0.10 未満	0.10	0.10 未満	0.10	0.10	0.10
31年度	冬季	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10	0.10 未満	0.10 未満	—

※ 世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリアによれば、世界の都市部の一般環境中のアスベスト濃度は1～10本/L程度であり、この程度であれば健康リスクは検出できないほど低い。

※ 平成26年度まで夏季、冬季の年2回調査を行っていたが、近年の調査結果が環境保健クライテリアと比べ低い濃度で推移しており（最大0.14本/L）、夏季冬季の季節差も見られないことから、調査手法の見直しを行い、平成27年度から調査回数を年1回に変更した。

※ 自動車用摩擦材の製造・使用等禁止後15年が経過し、沿道（池上）での測定値に影響が見られなかったことから、平成31年度から沿道における測定を中止した

2 アスベスト廃棄物の処理に関すること

(1) 産業廃棄物に対する対応（環境局：廃棄物指導課）

- ① 平成 23 年 9 月 30 日まで「川崎市アスベスト除去工事に関わる廃棄物処理の事務処理要綱」に基づき、事前に「廃石綿等除去工事計画書」を提出するよう指導していたが、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（平成 23 年 10 月 1 日）の改正に伴い、当該要綱を廃止した。
- ② 改正条例施行後は、環境対策部に提出される「特定粉じん排出等作業実施届出書」及び「石綿排出等作業実施届出書」の提出者に対して、添付書類として廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物（石綿含有スレート、石綿含有ビニル床タイル等が解体工事等により撤去され廃棄物になったもの）の産業廃棄物処理委託契約書等の提出を求め、廃棄物指導課では、合議に基づき、アスベスト廃棄物の適正処理の確認及び指導を実施する体制を整えた。その結果、合計 286 件のアスベスト廃棄物の確認及び指導を行った。
- ③ 関係部局と連携し、アスベスト廃棄物を取り扱っている排出事業者 48 件及び収集運搬業者 3 件に立入検査を行い、適正処理の徹底を図った。

年度	H27	H28	H29	H30	H31
排出事業者	74 件	72 件	59 件	64 件	48 件
収集運搬業者	44 件	47 件	27 件	15 件	3 件

3 民間建築物の実態調査

(1) 建築物の吹付けアスベスト使用実態調査

（まちづくり局：建築指導課 消防局：査察課 環境局：大気環境課 健康福祉局所管課）

- ① 国土交通省の依頼に基づき、大規模建築物（概ね 1,000 m²以上）の管理者等を対象に、室内又は屋外に露出してアスベスト又はアスベストを含有するロックウールの吹付けが施工された部分の有無に関するアンケート調査を行った結果、回答があった 2,005 件のうち露出したアスベスト含有吹付け材があるとの報告は 91 件、うち対策済みは 75 件であった（令和 2 年 3 月 31 日現在）。
なお、未対策分については、早急に対策を行うよう引き続き要請する。
- ② 平成 18 年 8 月 31 日以前に竣工した社会福祉施設等を対象に、吹付けアスベスト等及びアスベスト含有保温材等の使用実態調査を行った。（厚生労働省が平成 30 年 3 月 26 日公表）

4 支援措置に関すること

(1) 民間住宅に関すること（まちづくり局：住宅整備課（民間住宅担当））

- ① 民間住宅リフォーム資金制度にアスベスト除去等の対策工事も新たに融資対象とした。平成 17 年 11 月 1 日施行。（平成 17 年 10 月 28 日公表）
平成 20 年 3 月 31 日付けで民間住宅リフォーム資金制度を終了した。

(2) 民間建築物に関すること（まちづくり局：建築指導課）

- ① 川崎市民間建築物吹付けアスベスト対策事業により、建築物の所有者が行う飛散性のあるアスベストの含有調査及び除去等の費用の一部を補助した。

② 各年度の実績

年度	H27	H28	H29	H30	H31
事前相談	1 件	4 件	4 件	11 件	10 件
含有調査	2 件	2 件	21 件	7 件	9 件
除去工事	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件

Ⅱ 健康対策：市民の健康不安への対応と労働者への広報等

1 市民の健康不安への対応（健康福祉局：健康増進課等所管課）

健康不安に対する市民の相談窓口として、各区地域みまもりセンターとの連絡調整・相談支援等を行った。

年度	H27	H28	H29	H30	H31
相談件数	10件	1件	11件	6件	4件

2 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に対する対応（健康福祉局：環境保健課）

「石綿による健康被害の救済に関する法律」が平成18年2月3日成立し、3月27日施行されたことに伴い、独立行政法人環境再生保全機構、環境省地方環境事務所の他、各区役所保健福祉センター（保健所支所）でも同年4月3日から申請受付業務を行っている。

年度	H27	H28	H29	H30	H31
申請受付件数	2件	2件	3件	4件	3件

Ⅲ 市有施設対策：

市有施設に対する実態調査と飛散防止対策について

1 市有施設の実態調査及び対策の実施（まちづくり局：施設計画課等所管課）

(1) 市有施設（学校・保育園を除く）

- ① 市有施設に対し、一次調査（施設管理者による調査、以下同じ）を実施した。
平成 17 年 10 月 25 日一次調査結果公表、調査対象施設数 866 施設、アスベスト含有吹付け材等を使用していない施設 647 施設、吹付け材の使用が認められたもの又は判断できない施設 219 施設
- ② 二次調査（詳細技術調査、以下同じ）結果を平成 17 年 12 月 27 日公表、調査対象 219 施設のうち、吹付け材を使用していない施設 60 施設、残り 159 施設について三次調査（成分分析調査、以下同じ）を行った。
- ③ 三次調査の結果、15 施設について対策が必要であった。（平成 18 年 3 月 24 日公表）
アスベストが検出された施設については、地方自治法第 179 条第 1 項に基づく市長の専決処分等により除去費用の予算措置を行った。
- ④ 対策が必要な 15 施設については、平成 18 年度に除去工事を完了した。
- ⑤ 他都市の公共施設において、国内では使用されていないとされていた 3 種類のアスベスト（アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト）が検出されたことから、平成 20 年 2 月の厚生労働省等の通達を受け、平成 17 年度調査でアスベスト（アモサイト、クリソタイル、クロシドライト）の含有が確認されなかった施設（庁舎等の一般公共施設 95 施設、市営住宅 46 住宅）について、再調査を実施した結果、アスベストは検出されなかった。（平成 20 年 4 月 4 日公表）
- ⑥ 平成 19 年度及び 20 年度に、市立学校・保育園を除く市有施設において、煙突及びボイラー（配管を含む）の保温材等に関する一次調査を行った。
平成 22 年度に、一次調査をもとに煙突断熱材及び配管保温材について 174 施設の二次調査及び三次調査を行ったところ、配管保温材については 86 施設においてアスベストの含有が確認された。室内空気中のアスベスト濃度調査を実施したところ、6 施設についてアスベストの飛散が確認された。この 6 施設については、平成 25 年 12 月までにすべての施設において、原因となった配管保温材の除去工事が完了していることをアスベスト対策会議事務局により確認した。
また、煙突断熱材については 51 施設においてアスベストの含有が確認された。敷地境界において大気中のアスベスト濃度調査を実施したところ、すべての施設においてアスベストの飛散は確認されなかった。
- ⑦ アスベスト含有吹付け材について、平成 9 年度以降竣工した 20 施設を対象として、二次調査を実施したところ、3 施設においてアスベストの含有が疑われる吹付け材が見受けられたが、三次調査を行ったところアスベストの含有がないことが確認された。

(2) 市立学校・保育園

- ① 調査対象施設数 254 施設、吹付けひる石、パーライト吹付け材等を使用していない施設 119 施設、吹付け材を使用している施設のうちアスベストが 1% 超検出された施設 2 校、1% 以下検出された施設 7 校、計 9 校については平成 17 年度内に対策を完了した。(平成 17 年 10 月 25 日、11 月 29 日公表)
- ② 追加調査で保育園 1 園にアスベスト 1% 超含有パーライト吹付け材の使用が判明したが、除去工事を行い対策済み。(平成 18 年 3 月)
- ③ 市立学校についても、すでに飛散防止対策を完了した学校を除いた 130 校に対して、再調査を実施した結果、4 校について吹付け材からアスベストが検出されたが、平成 20 年 9 月までに除去工事を完了した。
- ④ 平成 19 年度及び 20 年度に、市立学校・保育園において、煙突及びボイラー（配管を含む）の保温材等に関する一次調査を行った。
平成 22 年度に、一次調査をもとに煙突断熱材及び配管保温材について 131 施設の二次調査及び三次調査を行ったところ、配管保温材については 75 施設においてアスベストの含有が確認された。室内空気中のアスベスト濃度調査を実施したところ、4 施設についてアスベストの飛散が確認された。この 4 施設については、平成 24 年 8 月までにすべての施設において、原因となった配管保温材の除去工事が完了していることをアスベスト対策会議事務局により確認した。また、煙突断熱材については 13 施設においてアスベストの含有が確認された。敷地境界において大気中のアスベスト濃度調査を実施したところ、すべての施設においてアスベストの飛散は確認されなかった。
- ⑤ アスベスト含有吹付け材について、平成 9 年度以降に竣工した 111 校を対象に二次調査を実施したところ、8 校においてアスベストの含有が疑われる吹付け材が見受けられたが、さらに三次調査を実施したところアスベストの含有がないことが確認された。
また、上記の調査において平成 8 年以前に竣工した建築物にアスベストの含有が疑われる吹付け材が見受けられたため、38 校について二次・三次調査を実施したところ、1 校の一部にアスベストの含有が認められた。(平成 22 年 2 月 5 日公表) アスベストの含有が認められた 1 校については、平成 22 年 8 月に除去工事を完了した。

2 市が発注する公共工事におけるアスベスト含有建設資材の使用禁止

(まちづくり局：公共建築担当)

平成 17 年 11 月 1 日から市が発注する公共工事には、原則として、原材料にアスベストを含んだ建設資材を使用しないこととした。(平成 17 年 10 月 25 日公表)

3 市内小学校給食室のアスベスト含有回転釜（教育委員会事務局：教育施設課）

市内小学校 114 校と諸学校 3 校の給食室回転釜 495 台のうち、小学校 14 校 38 台の回転釜においてアスベスト含有の断熱材が使用されていることが判明した。

これらの回転釜については、非飛散型断熱材のため、直ちに飛散する恐れはないが、一層の安全性を確保する観点から、非アスベスト含有断熱材への交換や本体交換等を実施する(平成 17 年 10 月 25 日公表)としたが、平成 17 年度中に全て交換済み。

IV アスベスト対策の着実な推進

1 市広報・ホームページ等による総合的な情報の迅速な提供

(環境局：大気環境課等所管課)

- ① ホームページで全庁的な相談窓口を周知するとともに（平成 17 年 8 月 12 日公表）、市民からの質問や問い合わせに対し、的確な対応を図った。
- ② アスベスト問題に関する、報道発表資料やQ & A等をホームページ上で公表（平成 17 年 8 月 19 日実施）した。
ホームページについては、随時更新するとともに内容の充実を図る。
- ③ 「市政だより」にてアスベスト問題についての広報を行う。
（平成 17 年 9 月 1 日号、9 月 21 日号、11 月 21 日号、平成 18 年 2 月 1 日号（特集）、6 月 1 日号、7 月 1 日号、12 月 1 日号、平成 19 年 3 月 21 日号）
- ④ 市民に対して必要な情報提供に努める。（随時実施）
- ⑤ パンフレット・リーフレット作成〔平成 17 年 10 月 31 日公表、配布〕
 - ・建築物の所有者や管理者の方へ：「大丈夫ですか、あなたの建築物は？」
 - ・解体工事現場の周辺住民の方、工事の発注者の方へ：
「解体工事についてよく知っていただくために」※
※ 法等の改正により、平成 19 年 3 月改訂版発行、配布
- ⑥ 「川崎市アスベスト飛散防止に関する指針（大気汚染防止法届出対象アスベスト除去工事編）」の策定及び本指針解説書の作成
本指針については、平成 18 年 6 月 1 日から施行し、アスベスト除去工事の適正な実施の確保に向け事業者等が遵守すべき事項を定めた。さらに、本指針解説書を作成し、事業者団体等を通じて配布する等周知を図った。
「川崎市アスベスト飛散防止に関する手引（非飛散性アスベスト含有建材撤去作業編）」を平成 19 年 4 月作成。
上記の指針及び手引きは、平成 23 年 10 月 1 日の「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」改正施行により廃止した。
- ⑦ 関係機関等からの講師依頼に対応
- ⑧ パンフレットの作成〔平成 23 年度〕
「建築物等の解体等にかかわる川崎市のアスベスト対策」
改正条例の周知のために作成
- ⑨ 「川崎市建築物等の解体等作業におけるアスベスト飛散防止ガイドライン」の作成〔平成 23 年度〕
改正条例の周知に関する事項、手続き方法の解説に関する事項、指針及び手引きによる行政指導のうち、条例改正後も継続的に指導する事項を掲載した。
- ⑩ 災害時のアスベスト（石綿）飛散防止対策をホームページ上に掲載〔平成 26 年度〕
- ⑪ パンフレットの作成〔平成 27 年度〕
「石綿事前調査ハンドブック」
木造建物を中心に、石綿含有建材の使用箇所や判別方法等、写真付きで解説し、適切な事前調査の普及啓発をはかる。

2 国・神奈川県・横浜市等との情報共有や連携の促進（環境局：大気環境課等所管課）

- ① 本市が所有する施設のアスベスト使用の状況及びその処理状況について実態把握した。（平成 17 年 11 月 29 日総務省公表、平成 18 年 5 月 10 日継続調査結果公表、平成 18 年 9 月 29 日追加公表）
- ② 国のアスベスト対策の状況把握に努めるとともに、的確な情報提供を行う。
- ③ 国・神奈川県・横浜市や関係機関等と連携し、効果的な対策の推進に努める。
「神奈川県内の石綿（アスベスト）問題に対する神奈川労働局、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市、相模原市による協定」平成 17 年 11 月 4 日締結

3 アスベスト問題に関する国への要望（環境局：大気環境課等所管課）

- ① アスベスト健康被害問題に関する緊急要望を行う。
（指定都市市長会 平成 17 年 8 月 23 日）
- ② アスベスト対策等に関する要望
（全国市長会 平成 17 年 8 月 30 日 アスベスト問題に関する緊急要望）
（全国市長会 平成 20 年 11 月）
- ③ 民間建築物へのアスベスト使用実態調査に関する緊急要望を行う。
（神奈川県・横浜市・川崎市 共同要望 平成 17 年 9 月 5 日）
- ④ 石綿健康被害の救済における費用負担に関する要望
（八都県市共同要望 平成 18 年 6 月 13 日）
- ⑤ 国家予算（環境保全関係）に関する提案・要望
（大都市環境保全主管局長会議 平成 18 年 7 月から令和元年 7 月、年 1 回）
- ⑥ 国の施策及び予算に関する提案
（政令指定都市 平成 18 年 7 月から令和元年 7 月、年 1 回）
- ⑦ 廃棄物に関わる要望について（アスベスト含有家庭用品の処理に関する要望）
（全国都市清掃会議 平成 18 年 8 月から平成 28 年 7 月、年 1 回）

4 アスベスト対策会議における対策の着実な推進（庁内関係各課）

- ① アスベスト対策会議において各対策の進行管理にあたり、必要に応じて対策の見直しを図る。
- ② 国の対策の動向、市民のニーズ、また各種対策の進捗状況等に応じて、対策の変更・拡充など、柔軟な対策を検討する。
- ③ 「川崎市災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づいた取組を推進した。

アスベスト対応経過

【国内の動き】

【川崎市の対応】

特定化学物質等障害予防規則制定(以下特化則、S46.5)	1971年 (S46)	
特化則改正:含有量5%超をアスベストとする(S50.10) 石綿等の吹付け作業を原則禁止	1975年 (S50)	
石綿の代替促進通達(特にクロシドライト、S51)	1976年 (S51)	
	1987年 (S62)	吹付けアスベストを対象に公共建築物調査 365施設を調査、61施設で使用が判明
	1988年	川崎市アスベスト対策推進協議会設置 平成元年までに除去・囲い込み等のアスベスト対策完了
大気汚染防止法(以下大防法)改正:石綿製品製造工場に 対し、敷地境界基準を10本/㎡とする規則を導入(H1.6)	1989年 (H元)	
廃棄物処理法を改正:解体時に発生する飛散性の廃石綿 を特定管理廃棄物に指定(1987年以来行政指導で行って いたものを法制化、H3)	1991年 (H3)	
労働安全衛生法(以下、労安法)施行令:青石綿、茶石綿 の製造、輸入禁止(H7.4.1)	1995年 (H7)	
労安法規則改正:耐火建築物等における石綿除去作業に 関する計画の届出		
労安法規則及び特化則改正:アスベスト含有量1%超をア スベスト製品とする定義変更(H7.4.1公布)		
大防法改正:石綿使用建築物の解体・補修作業に対し、作 業基準の遵守を義務付け (1987年以来行政指導で行っていたものを法制化、H9.4)	1997年 (H9)	市保育園でアスベスト含有吹付けロックウール建築材の使用が判明 558施設調査、9施設で使用が判明 平成11年までに除去・囲い込み等にて対策完了
	1998年 (H10)	
労安法施行令改正:アスベスト製品の製造等(製造、輸入、 譲渡、提供)原則禁止(H16.10.1)	2004年 (H16)	学校施設・保育園等の吹付けひる石等について調査 市立学校・保育園254施設結果公表(H17.10.25、H17.11.29) → 吹付け材 使用9校(うち、アスベスト1%超2校)。9校全て、H17年度内に対策完 了。 アスベスト対策会議設置(H17.8)
	2005年 (H17)	<ul style="list-style-type: none"> ・市有施設(学校・保育園を除く)の一次調査結果公表(H17.10.25) → 調査対象866施設、吹付け材の使用が認められたもの又は判断不可219施設 ・市有施設(学校・保育園を除く)の二次調査結果公表(H17.12.27) → 調査対象219施設、吹付け材の使用が認められたもの又は判断不可159施設。 ・市有施設(学校・保育園を除く)の三次調査結果公表(H18.3.24) → 159施設中、要対策15施設。 ・要対策15施設の除去工事を完了(H18年度中)
大防法:規模要件撤廃、吹付けの他、断熱材・保温材・耐 火被覆材を追加(H17.3.1) 石綿障害予防規則施行(H17.7.1) 厚生労働省:製造輸入禁止石綿含有製品の在庫品の使用 停止を指導(通達)(H17.7.26)	2006年 (H18)	
労安法施行例改正:アスベスト含有率1%→0.1%に引き 下げ(H18.9.1) 大防法改正:建築物に加え、工作物の解体・改修も対象に (H18.10.1)	2007年 (H19)	「庁舎等の一般公共施設96施設」の調査結果公表(H20.4.4) →アスベ ストの検出なし(0.1%以下)

<p>厚生労働省:石綿障害予防規則に基づく分析調査の徹底通知(アクチノライト・アンソフィライト・トレモライトの調査の徹底)(H20.2.6)</p>	<p>2008年 (H20)</p>	<p>・「公立学校130校」の調査 → 4校からクリソタイルを検出したが、20年9月に除去済み ・「市営住宅46団地」の調査 → アスベストの検出なし(0.1%以下) ・特別遺族弔慰金等に係る周知事業実施</p>
<p>石綿障害予防規則改正:事前調査結果の揭示、隔離措置に関する規定の改正、電動ファン付き呼吸用保護具の使用等(H20.4.1)</p>	<p>2009年 (H21)</p>	<p>・平成9年度から平成18年度までに竣工した市有施設の1次調査及び2次・3次調査の予算化済み ・煙突断熱材等1次調査終了 ・煙突断熱材等の2次・3次調査の予算化</p> <p>・平成9年度から平成18年度までに竣工した市有施設(学校、保育園を除く)20施設について、2・3次調査を実施→いずれもアスベストの含有無し ・平成9年度から平成18年度までに竣工した学校、保育園111校について2・3次調査を実施→いずれもアスベストの含有無し ・上記調査において平成8年度以前に竣工した建築物アスベストの含有が疑われる吹付け材が見受けられたため38校について2・3次調査を行った→1校の一部にアスベスト含有あり</p> <p>・調査済みの市有施設の屋根用折板断熱材からアスベストの含有が確認されたため、施設管理者に屋根用折板断熱材等の再調査を依頼</p>
<p>厚生労働省:煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について通知(H24.9.13) 煙突内部に使用される石綿含有断熱材からの石綿飛散防止等について依頼(H24.9.13)</p>	<p>2012年 (H24)</p> <p>2013年 (H25)</p>	<p>・平成8年度以前に竣工し、2・3次調査の結果吹付け材が確認された中学校1校に関しては、7月にアスベストの除去を実施</p> <p>アスベスト飛散防止対策の制度化について ・今後のアスベスト環境対策について環境審議会に諮問(H22.4.22) ・環境審議会(H22.4.22、H22.10.27) ・環境審議会からの答申(H22.11.1) ・政策調整会議へ付議(H22.11.24) ・パブリックコメントを実施(H22.12.10～H23.1.11) ・政策調整会議へ報告(H23.1.27) ・条例一部改正案を議会に提出(H23.2.15) ・川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部改正案可決(H23.3.16) ・上記改正条例の公布(H23.3.24) ・上記改正条例の施行規則の公布(H23.3.31)</p> <p>・平成19年度から実施している学校・保育園を除く市有施設における煙突断熱材及び配管保温材の調査の結果、配管保温材については161施設、煙突断熱材については64施設においてアスベストの含有が確認。その後、アスベストの濃度調査を実施したところ、配管保温材については10施設(11室)について飛散が確認され(平成25年12月までに全て除去済み)、煙突断熱材については、全ての施設において飛散は確認されなかった。</p> <p>・既に調査済みであった北部市場で折板屋根用断熱材にアスベスト含有が確認されたため、各局により、吹付け材及び折板屋根用断熱材についての再調査を行ったところ、吹付け材について、3施設においてアスベスト含有が確認されたが、室内空气中にアスベストは確認されなかった。</p>
<p>大防法改正:特定粉じん排出等作業の実施の届出が施工者から発注者に変更、解体等作業における事前調査の実施の義務付けなど(H26.6.1)。 大防法施行令及び施行規則改正:集じん・排気装置を粉じんを迅速測定できる機器を用いて正常に稼働していることを確認など。(H26.6.1)</p>	<p>2014年 (H26)</p>	<p>国土交通省の調査により、石綿含有煙突断熱材の劣化により煙突開口部のある室内に石綿が飛散する恐れがあることがわかり、厚生労働省及び環境省が関係機関及び地方自治体あてに労働者暴露及び石綿の飛散防止について通知したことから、平成25年2月7日に開催した川崎市アスベスト対策会議により、労働者暴露防止の観点から室内空气中の石綿濃度の調査を開始した。平成26年度で調査が完了し、調査対象の64施設全てにおいて、煙突断熱材からの石綿の飛散は確認されなかった。</p>
<p>総務省:行政評価局調査のテーマにアスベスト対策を選定し、調査(H27.4～H28.5) 総務省が環境省、厚生労働省、国土交通省、総務省に必要な改善措置を勧告(H28.5.13)</p>	<p>2016年 (H28)</p>	<p>・「川崎市災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」策定</p>
<p>「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について(平成29年5月30日付け環境省水・大気環境局大気環境課長通知)」により、吹付け工法で施工された石綿含有仕上塗材が届出の対象となった。</p>	<p>2017年 (H29)</p>	

【川崎市】 アスベスト相談窓口一覧

【資料④】

アスベストによる環境影響、健康被害等について、市民の皆さまの不安、質問に応じていくための相談窓口を次のとおり設けています。相談は午前 8 時 30 分から午後 5 時（12～13 時と土日祝日を除く）まで行っています。

相談内容	問い合わせ先	電話番号	
■市民の健康に関すること	川崎区	区役所地域みまもり支援センター （福祉事務所・保健所支所） 地域支援課 地区支援係	044-201-3217
		大師地区健康福祉ステーション 地区支援担当	044-271-0145
		田島地区健康福祉ステーション 地区支援担当	044-322-1978
	幸 区		044-556-6648 044-556-6729
	中原区	区役所地域みまもり支援センター （福祉事務所・保健所支所）地域 支援課 地区支援係	044-744-3308
	高津区		044-861-3316 044-861-3315
	宮前区		044-856-3302
	多摩区		044-935-3294
	麻生区		044-965-5157
	■アスベストによる健康被害 救済の申請に関すること	川崎区	
幸 区		区役所	044-556-6643
中原区		地域みまもり支援センター	044-744-3252
高津区		（福祉事務所・保健所支所）地域ケア 推進課	044-861-3302
宮前区			044-856-3254
多摩区		管理運営係	044-935-3295
麻生区			044-965-5156
・アスベスト製品取扱い業 務に従事した人に関するこ と （労働安全衛生法）	川崎南労働基準監督署（川崎区、幸区）	044-244-1271	
	川崎北労働基準監督署（上記以外）	044-820-3181	
■市内の建築物に関すること ・民間建築物 （解体工事を除く） ・市立学校 ・公立保育園 ・市営住宅	まちづくり局指導部建築指導課	044-200-2757	
	教育委員会教育環境整備推進室	044-200-3270	
	こども未来局保育事業部運営管理課	044-200-2660	
	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課	044-200-2950	
・その他の公共施設	所管課		
相談内容	問い合わせ先	電話番号	

■建物の解体等に関すること ・吹付けアスベストがある 建物解体工事等に関する こと（大気汚染防止法）	環境局環境対策部大気環境課	044-200-2526
・解体に関すること（建設 リサイクル法）	まちづくり局指導部建築管理課	044-200-3088
■支援措置に関すること ・中小企業融資制度	経済労働局産業振興部金融課	044-544-1846
・民間建築物の吹付けアス ベスト対策（補助金）	まちづくり局指導部建築指導課	044-200-2757
■その他 ・アスベスト製品製造工場 に関すること	環境局環境対策部大気環境課	044-200-2526
・アスベスト廃棄物の処理 処分に関すること （廃棄物処理法）	環境局生活環境部廃棄物指導課	044-200-2581

問い合わせ 環境局環境対策部大気環境課 044-200-2526

※ 相談窓口は令和2年4月1日時点の組織名称で表示しています。
 このため、報告書内の組織名称と異なる場合があります。

